

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和8年1月6日

神戸市東灘区長 工 藤 健 一

| | |
|-------------------------|--|
| 案件名称 | 東灘区総合庁舎リモート装置等整備業務 |
| 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 | 【部局名】神戸市東灘区総務部地域協働課 【所在地】神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号 |
| 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 | 令和7年10月27日 |
| 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 | 【氏名】アズビル株式会社ビルシステムカンパニー 関西支社 代表者 理事支社長 岩木 清 【住所】大阪市北区天満橋一丁目8番30号 |
| 落札金額又は随意契約に係る契約金額 | 38,892,700円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 契約の相手方を決定した手続 | 次項に規定する理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。 |
| 随意契約の理由 | 既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。 |